

令和 8 年度
下田市業務用電力需給業者選定
プロポーザル提案仕様書

下 田 市

1. 案件名及び場所

- (1) 案件名 令和8年度（長期継続） 下田市業務用電力供給契約（単価契約）
- (2) 場 所 下田市内全域（18施設17契約）

2. 業務の目的

下田市有施設における業務用電力の供給契約を一括で行うことで、契約事務及び事務経費の軽減を図るとともに、温室効果ガスの削減等の環境への配慮の視点を取り入れ、効果的かつ持続可能な行政運営を行うことを目的とする。

3. 基本条件

- (1) 履行期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの長期継続契約とする。
- (2) 案件内容 市内18施設17箇所（別紙1のとおり。）の電力供給契約
- (3) 電気工作物の財産分界点
需要場所における東京電力パワーグリッド㈱の架空引込線と下田市の開閉器電源側接続点
- (4) 保安上の責任分界点
需要場所における東京電力パワーグリッド㈱の架空引込線と下田市の開閉器電源側接続点
- (5) 受電電気方式等
 - ア 受電電気方式 交流3相3線式
 - イ 受電使用電圧（標準電圧） 6,600ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,600ボルト
 - エ 標準周波数 50ヘルツ
 - オ 電気方式 1回線受電方式
 - カ 蓄熱槽の有無 無し
 - キ 非常用自家発電設備の有無 有り
(下田市役所、下田市民スポーツセンター、下田市民文化会館)
 - ク 太陽光発電設備の有無 有り

{

下田中学校：駐輪場屋根上設置。停電時、旧体育館への供給。売電なし。

下田市役所：本館屋根上設置。災害時、本館及び北館へ供給。売電なし。
 - ケ 予備電力の有無 無し
- (6) 電力量等の検針
 - ア 自動検針装置 有り
 - イ 電力会社の検針方法 自動検針
 - ウ 計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付）
- (7) 供給開始日及び供給期間
 - ア 供給開始日 令和8年10月1日0時
 - イ 供給期間 令和8年10月1日0時から令和11年9月30日24時
- (8) 履行期間の電力消費計画
使用電力量等実績一覧（別紙2）を参考に算出すること。その場合において、力率は100%とする。ただし、気象条件や社会情勢等によって、使用電力量は増減する。

(9) 特記事項

- ア 下田市役所庁舎については、令和8年5月7日より市役所機能が全て下田市河内 101-1 へ移転となり、契約期間における使用電力量は、下田市河内 101-1 及び下田市東本郷 1-5-18 の合算分の電力量が見込まれる。
- イ 旧下田東中学校については、令和 10 年 4 月以降に利用方法が変更となるため、使用電力量の減少が見込まれる。
- ウ その他の施設においても、施設の管理運営方針の変更により、契約予定期間内での大幅な電力消費計画の変更がありうる。
- エ 提案においては、第2次下田市環境基本計画（令和4年3月策定）に掲げる重点取組事項としての位置づけを理解し、計画に寄与する提案となるよう努めること。

4. その他

- (1) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- オ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。

- (3) 契約期間中における、大規模電気設備改修等の設備の変更が行われ、使用電力量又は契約電力が大幅に変更となる場合の取扱いについては、設備状況及び予定使用電気量等を勘案し、協議のうえ定める。

- (4) 見積価格の算定にあたっては、力率は 100%、燃料費調整額は令和8年5月分の平均燃料価格等を基に算出するものとし、市場価格調整は認めない。なお、政府による「価格激変緩和対策事業」や「電気・ガス料金支援事業」と同様の施策が実施されたとしても考慮しないこと。

また、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金等は考慮しないこと。

- (5) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、現契約者である下田ガス（株）及び東京電力エナジーパートナー（株）と調整すること。
- (6) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこと。
- (7) 電力供給施設毎の月々の電力使用量、契約電力等の実績を報告し、又はインターネットその他の方法により閲覧可能な状態とすること。
- (8) 仕様書に記載のない事項については、下田市契約規則によるほか、下田市（以下、「発注者」という。）及び優先交渉権者（以下、「受注者」という。）両者協議の上、決定することとする。

5. 契約書の作成

- (1) 契約の締結にあたっては、発注者及び受注者との協議の上、契約書を作成する。
- (2) 本プロポーザルによる契約は、長期継続契約となるため、契約書中に次の特約事項を記載すること。

ア この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

イ 前項の規定によりこの契約が変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、双方協議して定めるものとする。

ウ 受注者は、この契約に基づく電気供給の対価として、発注者が定める予算の範囲内において支払を受けるものとする。

6. 支払方法

支払いは、毎月支払とし、受注者が別紙1に記載されている施設ごとに明細がわかる請求書をそれぞれ作成し、それらを発注者の指定する送付先に送付する。